

第27回秋田家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和3年7月6日（火）午後3時00分～午後4時30分

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

伊藤幸喜，小野寺倫子，木村友美，佐藤功征，佐藤寿美，鈴木明文，綱島公彦，
長野大介，奈良美奈子，西野三紀子，協博人

（説明者）

甲斐上席裁判官，菅原首席書記官，熊谷訟廷管理官，細谷主任書記官

（事務局）

鈴木事務局長，織田首席家裁調査官，佐藤総務課長，船木検察審査会事務局長

4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

議題「家事調停の運営について」

ア DVD「ご存知ですか？家事調停」の視聴

イ 家事調停運営における配慮や工夫について

調停運営における実情について甲斐上席裁判官から説明を行った。

ウ 電話会議システムを使用した模擬家事調停手続の見学

秋田家庭裁判所職員（調査官，書記官）が模擬家事調停手続の実演を行った。

エ 意見交換

別紙のとおり

5 次回期日及び次回議題

令和4年1月頃に地方裁判所及び家庭裁判所の合同委員会を開催する。テーマについては事前に提示し，開催日は追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，■は説明者の発言)

- ◎ 家事調停の運営に関するこれまでの説明等について、意見、質問や感想を伺いたい。
- 模擬家事調停手続（以下「模擬調停」という。）では、電話会議システム（以下「電話会議」という。）を使用していたが、今の時代、テレビ会議を使うことも比較的容易にできると思う。今回のような音声だけでやりとりする電話会議を使うことに何か理由があるのか。
- ◎ 電話会議の方が、より数が限られる機材を複数の裁判所で確保する必要があるテレビ会議と比較して手軽に利用できることから、家庭裁判所では電話会議による調停手続を行っている。当然、当事者の表情等の確認が必要な事案にはテレビ会議を使用することも可能である。
- 模擬調停では、申立人は秋田家裁の調停室から調停委員が一緒にいるところで電話会議を使い、相手方がいる仙台家裁の調停室の電話会議につないで調停を行っていたが、申立人は、調停委員の顔も知っているし、直に会っているので、調停委員との信頼関係は構築できると思うが、相手方は電話だけという場面で、相手方と調停委員との間の信頼関係は構築できるのか。
- 今回の模擬調停は、第1回期日前から相手方が仙台に転居し、第1回期日から電話会議を利用して調停を行うという事案である。一般的に電話会議で調停を行うかどうかは当事者の希望により実施しているものであり、裁判所からお願いしているわけではない。このような事情もあり、今のところ、電話会議の相手方から、裁判所の向こう側で何をやっているか分からない、信用できないという声はない。ただ、電話会議で調停を行う場合、対面で調停を行う場合と比較して、調停委員と当事者との信頼関係を構築していくのはなかなか難しいという面はある。顔が見えない中でどのようにうまくやっていくかと

というのが課題である。

- 最初は電話会議を使用することで便利だと思ったが、やってみたらどうもうまく会話が伝わらないようなので、調停の進行の途中で次回の期日からはそちらへ行って対面で調停をしたいと相手方から申出があった場合、裁判所は柔軟に対応することができるのか。
- それは可能である。本来、調停は当事者に裁判所へ来てもらうのが原則である。電話会議はあくまでも当事者の出頭の負担を軽減するためのものなので、来てもらって対面でやった方が裁判所としてもありがたい。
- 当事者に弁護士がついている事案の場合、弁護士であれば信頼できるので、裁判所と弁護士事務所との間を電話でつなぐことになるが、当事者に弁護士がついていない事案の場合は、裁判所と当事者の自宅の固定電話とをつなぐことはないという理解でよいか。
- 現在、当裁判所では、本人の自宅にある固定電話につないで電話会議を行うことはしていない。なぜなら、本人の自宅の固定電話につないで電話会議を利用するという事は、隣に誰がいるのか分からない状態であり、非公開で行う調停手続の趣旨に反するおそれがあるほか、弁護士でない者が本人に法的なアドバイスをするという非弁行為活動をする温床になりやすいためである。ただ、他庁の実情を見ると、本人の自宅の固定電話につないで電話会議を利用する実例があると聞いている。その庁の工夫例としては、1回目は必ず裁判所に来庁してもらうか、本人の住所に近い最寄りの裁判所に行ってもらい、そこで電話会議による調停を行い、調停手続での本人の状況を見ながら、この人であれば自宅の固定電話につないでよいだろうと判断した場合に行っているようである。
- 調停の当事者は、紛争ができるだけ早く解決することを当然希望しているだろうと思う。調停事件を進めるに当たり重要である争点整理をする際、裁判所は、どんな工夫をしているのか、また、それによって審理期間が短縮された

ということがあれば教えてもらいたい。

- 工夫例としては、離婚調停の場合、離婚する条件として、財産分与、養育費、慰謝料、面会交流など争点になるところが類型化されているので、それらをひとつひとつ確認していくことである。

審理期間の短縮については、どこまで目に見えて表れているかというのは統計を見てもなかなか難しいが、裁判官がかなり評議に関わって争点整理を意識した調停運営がされ、それが審理期間の短縮化に表れているのではないかという印象を持っている。

- 何年くらい前から電話会議を使用した調停が行われているか。
- 平成25年の家事事件手続法施行により、家事調停で電話会議が利用できるようになった。
- 電話会議でのやり取りというのは限界があり、電話会議では感情的な部分が伝わりにくいのではないか。
- 電話会議では感情的な部分が伝わりにくいというのはそのとおりで、真意を的確に把握して、感情的な対立をうまく調整していくというのが家事調停では特に重要であり、対面でやるのと比較して、かなり難しさがある。今後、ウェブ会議が調停手続に拡大されれば、緩和されると思うが、やはり対面での調停がベストだと思う。
- 養育費の額を決める際に使用する算定表記載の年収額を決めるに当たり、例えば当事者が住宅ローンを抱えている場合はどうするのか。
- 養育費の算定表に記載がある収入額は、当事者が住宅ローンを抱えているといった特別な事情を除いた収入だけをベースにした場合の金額である。ここから住宅ローンの負担をしているなどの特別な事情を考慮して、プラスマイナスをする場合がある。
- 調停で電話会議を利用する場合、その目的は、三密対策と利便性のどちらの方に重きを置いているのか。

- 三密対策という観点でいうと、当事者が遠方でなくても積極的に活用するという流れになるが、現状、そこまでは推し進めていない。当裁判所の場合、事件数は他庁に比べると少ないこともあり、電話会議を利用する場面は、一方当事者が遠方のため電話会議の希望があるという利便性の観点から電話会議での参加をしているというのが多い。暴力を振るう可能性のある当事者で裁判所内での接触を避けたいようなDV事案では、電話会議によるという事案もあるが、それは比較的少数である。電話会議を使用している調停事件の多くは利便性の観点から行っており、それが結果として、三密対策にもつながっている面はある。
- 窓のない調停室で調停を行う場合、三密対策としてどのような工夫をしているのか。
- 調停を行う場合、できる限り窓のある調停室を使うようにしている。各調停室には換気設備があるが、これを常に強にすることでできる限り換気を行っている。また、調停委員が当事者から事情聴取等をする際、当事者にそれぞれ別々の調停室に入ってもらって調停委員が2つの調停室を行き来する場合と、調停委員が一つの調停室にいて、それぞれの当事者がその調停室に入れ替わりながら調停委員から事情聴取等を受ける場合とがあるが、その入れ替わりのタイミングで、窓のない調停室を使う場合でも入口のドアを開けて、一定時間換気をするといったことは日々、行っている。
- ◎ 今の説明にあったように当事者にそれぞれ別々の調停室に入ってもらい、調停委員が調停室を行ったり来たりすることで、調停委員が調停室にいて当事者が行ったり来たりする場合と比べ、一つの調停室で話し合いをする時間が半分になることから、これも三密対策になるものと考えている。
- 裁判所によっては、当事者本人が自宅から電話会議に参加することを認めているところもあり、そうでないところもあるということであったが、全国の裁判所で統一した判断をすとかではなく、個々の裁判所の判断に委ねら

れているということか。

- ◎ それは裁判官を含めた各調停委員会の判断になる。
- 今回の模擬調停で、最終的に相手方は本意ではないが面会交流の回数を認めていたようであったが、この後の調停の流れとしてはどうなるのか。
- 離婚の条件を決める際の面会交流の話というのは、非常に大事なことで、子どもの状況等も含めて考える必要があり、相手方が投げやりのような話で終わっているとすると、調停委員会としても本心を確認する必要がある。よって、本事例のような場合は、いったん評議をした上で、調停委員会としてどうするかという方針を決めることになるが、少なくとも相手方に対してもう一度本当にそれでよいか確認をする必要があり、その際にはどのような内容で取り決めるのがよいかを相手方とも一緒になって考えるという進行が考えられる。
- 電話会議による調停に関しては、弁護士の立場からみると非常に利便性の高い制度だと思っている。ただ、当事者からは、対面による調停の場合であれば無駄話も含め、相互に話をして解決するという流れであるが、電話会議による調停の場合、絞られた争点しか話がないことが多く、イエスかノーかで進んでしまい、手軽な分、達成感が得られにくく自分で解決した気にならない、という話も聞く。

私の考えではあるが、調停は、当事者の納得により解決するものだと思っているので、あまり効率性を求められても困ると感じている。

【終了】